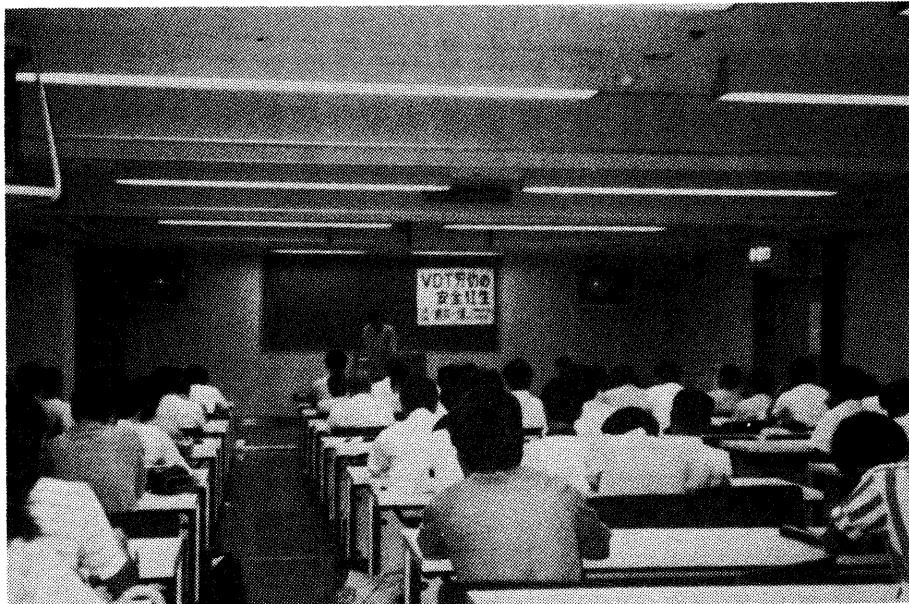


◆1975年10月29日第3種郵便物認可 毎月1回10日発行◆

# 関西労災職業病9月号

(通巻第136号)

関西労働者安全センター 1985.9.10 発行  
大阪市西区新町2丁目19番20号 西長堀ビル4階  
☎ 06・538・0148 [〒550] 郵便振替口座 大阪6-315742 100円



●牧野氏公務災害認定訴訟を支援しよう！	1
●日航機事故を考える	3
●民営化・民間委託と労災職業病	5
●労災保険法改悪阻止	8
●8/26大阪労基局交渉	9
●前線から(ニュース)	10
●健診だより	16
●後期労災職業病闘争講座御案内	17

い。  
牧野氏公務災害認定訴訟の法廷が  
進行している。この裁判は、公務災  
害の腰痛再発について基金支部の下  
した、あまりにも理不尽な決定を取  
り消すことを求めたものであるが、  
これまでの経過を振り返っておきた  
い。

## むちゃくちな 公務外決定

# 牧野氏公務災害 認定訴訟を 支援しよう！

## これまでの経過

- 八〇・三・二六…新学期準備のために学童用机を持ち上げた時に腰がギクッとなり立てなくなつた。近藤診療所で「腰部ねんざ・つい間板損傷」と診断される。
- 八〇・四・一…公務災害認定請求
- 八〇・四・一八…公務上認定
- 八〇・四・一八…公務上認定請求
- 六月九日で通院を止める。自分ではり薬を使用。九月には四回針きゅう治療を受ける。
- 八〇・一二・一八…寒くなり痛みが増悪したため松浦診療所受診（→八一・一・二六）
- 八一・一・二七…近藤診療所再受診
- 八一・三・二五…再発認定請求
- 八一・五・一一…松浦診療所再受診（近藤診療所ではジップ薬だけの治療であり、痛みが軽減しないため）
- 八四・二・二一…棄却決定
- 八四・五・二…再審査請求
- 八四・十一・七…口頭意見陳述
- 八四・十二・一二…棄却決定
- 八五・四・八…地裁に提訴

## 双方の主張

### 基金支部「弁明書」

・レ線上の「異常なし」は軽傷の根拠とならない（三週間の安静加療と診断）し、牧野氏が通院を中止したのは、積極的な治療を望んだにも関わらず、その要求が満たされたためである。

・六月九日頃には「治ゆ」していないかった（痛みが軽減した程度であり、自分で薬を使用し、針きゅう院にも通院している）。

・形式的には再発であつても、実質的には同一疾病の症状の変化であり、再発にいたる経過順調。

・本人の素因として退行性骨変化がある。

・牧野氏を診察した二名の医師の医学的結論と正反対の結論を出した根拠を明らかにせず、結論だけを出しているし線所見においても、判断の前提とした医学的知識においても誤まっている。

・牧野氏のようなごく軽度の退行性変化であれば、腰痛の原因となる可能性は極めて少ない（鑑定医）。

・牧野氏の腰痛は完治にいたらず就労したところ、寒冷化もあって増悪したのであり、公務起因性は明白である。

## 基金本部審査会「裁決書」

・初発傷病は軽度であり、六月九日頃「治ゆ」。

・「腰部ねんざ・つい間板損傷」は、いつたん「治ゆ」してから数か月を経て自然に悪化していくとは認め難い。

「裁判で  
「データラメ審査を明かに」

これまでの経過を見てみると、基金支部、基金支部審査会、本部審査会の三つの判断は、理由付けの部分

で少し違うがあるものの、結論はただ一言「認め難い」としているのみ

で、全く短絡した判断という他ないのである。しかも、三つの判断を通して特徴的なのは、近藤診療所、松浦診療所の二人の主治医と鑑定医といふ三人の医師の判断をことごとく無視しているということである。

具体的な経過をかいづまんで述べておくと

まず、五段積みの机をそのままの状態で移動させる際におこった初発の症状を、単に「机を移動させようと持ち上げた際に受傷したものであつて」というように「軽傷だった」と判断した上で、すでに「治ゆ」とと結論する。

それに對し反論すると、支部審査会は「退行性骨変化があるから」と論点を別な場所にもつていき同じ結論をだす。本部審査会の段階では、支部の理由が間違っていることを鑑定で明らかにすると、今度はまた「軽度」で「治ゆ」の判断をもち出し

てくるのである。

この経過で、ずっとつらぬかれているのは、どんな正当な意見が示されていようとも、それを適当にもてあそぶような審査しかされず、お茶をにごしているだけというような決定しか出さない基金の姿勢である。

これを、この裁判によつて明らかにし正すことは、公務災害に対する闘い、自治体における安全衛生の闘いを発展させる上で大きな意義を持つものといえよう。すでに自治労本部、大阪府本部はこの裁判を勝訴するための運動を決定している。

今後進められる法廷を、傍聴等を含め、安全センターとしても支援を強化していく決意である。次回法廷は十月二十三日十時より、大阪地裁八〇九号法廷で開かれる。多数の傍聴を。

# 日航ジャンボ機墜落事故を考える

## はじめて合理化と事故は関係なかつたが

日航ジャンボ機墜落の衝撃が日本

中を揺るがした夜から、一ヶ月が経

った。「JAL一二三便」の名は消

えたが、五二〇人の死亡者と四人の

重傷者という航空機史上最悪の大事故の事実は、決して我々の記憶から

消え去ることはない。

今、原因究明調査の過程にあるが早くも、日本航空、ボーイング社、

政府運輸省の間で、三つ巴の責任のなすり合いの気配が出てきている。

そうした“共同”的証拠隠滅を許してはならないし、世界的な影響をもつこの事故の徹底的な責任追及、原因究明がされなければならない。

さて、本稿では、この間発表されている情報から、この事故という名の大量殺人の背景にある事柄について

て、少し考えてみたい。

もち事故の時のボーイング社の修理ミス、と日航も運輸省もチェックできなかつたことによるものといわれ

ている。そして、この大阪空港での三十人の重軽傷者を出した事故のあとも、八二年に千歳空港でエンジン

が滑走路に接触する事故をおこし、

八五年にはドアの故障をおこしている。つまり、七十年就航以来、二万

の与圧隔壁破壊が浮かびあがつてき

てはいるが、尾翼部の大破壊との関連性など多くが未解明で、今後の調

査の進展を待たなければならぬ点が多い。ただ、隔壁の破壊状況から

一方、整備、点検のやり方はどうだつたのかといえば、ボーイング七

二七、ダグラスDC8から、ボーイ

ング七四七、ダグラスDC10への大

(亀裂)が生じていたことがわかつた。型化に伴ない整備方式も変化してい

これが、七八年大阪空港での、しり

「向匙になる」

「整備部向の合理化」

運輸省航空事故調査委員会の第二

次中間報告が、九月十三日に出た。

直接原因の焦点としては、機体後部

の与圧隔壁破壊が浮かびあがつてき

てはいるが、尾翼部の大破壊との関

連性など多くが未解明で、今後の調

査の進展を待たなければならぬ点

が多い。ただ、隔壁の破壊状況から

一方、整備、点検のやり方はどうだつたのかといえば、ボーイング七

二七、ダグラスDC8から、ボーイ

ング七四七、ダグラスDC10への大

(亀裂)が生じていたことがわかつた。型化に伴ない整備方式も変化してい

るという。特徴的な点は、一機ごと

のオーバーホール方式からサンプル検査主体の信頼整備方式へと変わったことである。その理由は「材料、技術、システムなどの信頼性が向上したことにあるらしいが、その信赖性は見事に裏切られた。いわゆるサンプル検査の問題点は二つあるといえよう。一つは、サンプルをとつて調べるわけだから、サンプル機以外の機に問題があれば当然見落としの可能性が出る。いま一つは、検査行為自体に見落しがありうることである。こうした方式によれば、メンテナンス費用が切り詰められる。日航の整備費用の営業費用に占める割合は七・六%。世界平均は十二・三%である。しかも日航の整備部門はこれにより生じた余力を委託整備に注ぎ、百億円以上を売り上げているという。機体の酷使とそれをカバーしきれなかつた整備システムの問題があつたといえるが、その根はすべて日航の経済性優先の営業方針にあることは明らかである。

その中で、現場の声を無視して日常的に少々のことには目をつぶつてフライトさせていたというのは想像に難くない。「フライトなくして営業なし」(日航幹部)の号令の下、「安全なきフライト」を続けていたのである。

このまかしに使われる

## 〔フェイルセーフの考え方〕

ここではやはり疑問として出てくるのは、点検、整備上の見落としかことである。「このくらいは目つぶる」つまり、知つていて飛ばしていくのであれば、「過失」ではすまされない。これは、もうほとんど殺人である。

これは、点検、整備上の見落としかことである。「このくらいは目つぶる」つまり、知つていて飛ばしていくのであれば、「過失」ではすまされない。これは、もうほとんど殺人である。

スリーマイル島原発事故の際には、フェイルセーフは完全だつたが運転員がミスしたと当局、推進派は弁解したが、それ以前は「ミスしても丈夫なようになつていて」と言っていたものである。このように、フェイルセーフという言葉はごまかしの口実に使われることが多いこと、また、フェイルセーフとは本質的に巨大化した技術の、巨大化した危険

するに、一つが壊れてもすぐ他のシステムがバックアップして、全面的な故障が発生するのをストップさせるという設計思想である。あくまで理論であつて、どういう事態を想定するかは人間のやることであるから今度の事故のような試行錯誤をよつて「進歩」するという性質のものである。また仮りに、理論自体が完璧でも、想定外の欠陥部品があつたり、点検・整備がズサンであればはじめから意味をなさない。この事故の場合は、どちらもアウトだつたようである。

性を潜在化させる面をもつことを押さえておく必要があるだろう。

# 「日航の合理化」 行革路線で進む

一方、安全軽視の整備・点検のもとで機体が酷使されているのと裏腹に、労働者への合理化攻撃が進行していた。臨調行革の中でも、たとえば「人件費抑制を求める閣議決定」（八四・一）、「要員配置・運用の一層の合理化」総務庁勧告（八四・十）が日航に対してはなされている。人員でいえば、「二万人体制」へ向け地上職員（整備部門を含む）を中心とした人べらしが進行している。

たとえば、七九年から八三年にかけて、保有機数は変わらないものの大型機が四八機から六六機に増え逆に整備部門は四五六九人から四四三一人へと減少した。また、乗員の勤

務時間も他社と比べて、かなり長くなっているとの指摘もある。事故の背景には、こうした合理化攻撃と安全衛生の軽視があつたことを改めて確認しておかなければならぬ。

日航をはじめ航空各社は、七〇年代より、短距離用に改造したジャンボ機を東京・大阪間に投入するなどの強気の、需要を上回る過剰投資をして輸送能力を大幅にアップし、旅客輸送量を増やしてきた。今日、それは供給過剰から過当競争、ダンピングと連なり、経営を圧迫し、合理化となつてきていくものである。

この事故について、日航・ボーリングはもちろん、その指揮・監督をして経営に責任のある政府・運輸省の責任が大きい。にもかかわらず山下運輸相は、原因もなにも究明されないうちから「私は不可抗力だと思う」と国会で発言しているのは許されないことがある。文中にも述べたが臨調行革の中での合理化攻撃がかけられている日航の事故であった。余

談になるが事故から三日後の八月一五日、あふれる日航事故報道にかくれるように、総責任者中曾根首相が靖国公式参拝を果しているのをみてムカムカした人は少なくなかったのではないか。――

日航事故のあと、新幹線の利用者が増えた。しかし、事故後のある日、東北新幹線で保線労働者たちがはねられ、死亡者がでる災害が発生した。利用者が安全であっても労働者は常に「労働災害」と隣り合わせである。死んだ日航乗務員もまた労働者であった。労働者の安全が守られていないとき、利用者の安全は「」つきのものにすぎない。新幹線の「安全」は、現場労働者のギリギリのとりくみによつて支えられているのである。

最後に、亡くなられた多くの労働者を含む五二〇人の人々の冥福を祈るとともに、今後の事態の進展を注目していきたい。

# 民営化・民間委託と労災職業病

——日本電信電話会社(上)

日本電信電話会社(NTT)が発足して半年がすぎようとしている。電気通信産業の発展が華々しくマスコミをにぎわせ、民間活力の導入、第二電々というような話が本屋のビジネスコーナーにあふれているが、そういう状況の中で、労働者はどのような変化にさらされているのだろうか。今回はNTTの電報局の労働実態について考えてみたいと思う。

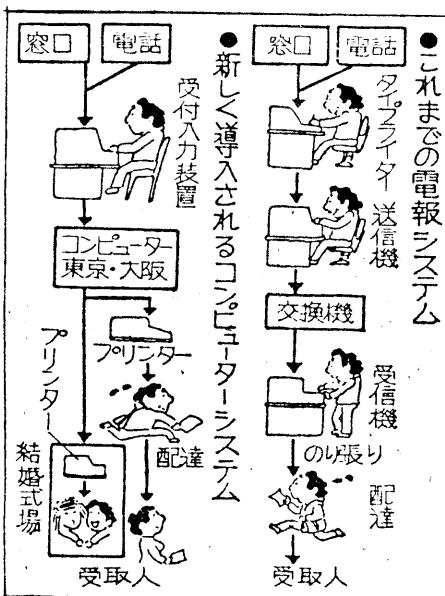
今、私たちが電報を打つといえば、結婚式など祝いごとのときの祝電かお葬式などの弔電ということに決まっている。他には、せいぜいサラ金が取りたてに使うぐらいで、「ハハキトク、スグカエレ」などという電文はまずないと言つていひだらう。電話がいたるところ隅々までいきわたつていて、ファクシミリなどの

通信機器もあらゆる部門に浸透している。それどころか他の様々な通信手段が開発され、とても電報の出る幕がないというような気さえしてしまうのである。

「新らしい電報システムは、東京と大阪に大型コンピュータを設置。各地の電報電話局で受け付けた電報文を電算処理して、自動的に相手局に配達する。これまでカナタイプから細いひものように打ち出された電文をさみで切つて電報用紙に張りつけていた方法も姿を消す。」

電報という通信手段が一般的に使われなくなつて久しいように思える。門で年間約千二百億の赤字といわれ

## 〔三年計画の一〕 電報システム全面改革



(朝日新聞より)

図にすると左図のようになるが、これを三年計画で導入しようというのである。图でもわかるように、これによつて大幅な人員削減がなされる。たとえば大阪では今、電話で電報を受け付けている局は七局であるが、八七年には二局にまとめられることになる。

また、電報の配達業務については一九八七年度末までに民間委託（つまり下請化）することとし、いずれ結婚式場には受信機を置いて配達も省略してしまうという。

こうした全面的なシステムの改革

が、どのように内容をかえていくのが、どうか。

## 「VDT労働だけの職場に

現在の電報局の最も印象的な風景は、ずらりと並んだ送信機の前にすわった労働者が、次々とカナタイプを打ち続ける姿である。八七年には、この姿がすべて消え、変わつて、電話で受けつけながらテレビ画面を見てキーボードをたたき、客の要求によつては漢字や英文も交つた文章を作成し、送信するという作業にとつてかわる。つまり電報局は、一転してVDT労働がほんどの労働現場に変わつてしまふのである。

VDT労働については現在、様々なガイドラインや勧告が出されているが、たとえば時間規制として、一日四時間以内という線がでている。しかしNTTでは、導入にあたつて

すでにこの規制の取つぱらい、つまり現行の一日三四〇分実労働の形をそのまま持ち込もうという姿勢になつてゐるのである。その理由は、作業環境面やハード面での整備がされているから一般的なVDT作業とは違うというのである。

この点については、大いに警戒が必要といえよう。カナタイプとは違う複雑な操作の必要な電報の受付入力装置は、一般的なVDT装置そのものといってよく、受付から送信までこなすことによる労働密度の強化は大いに考えなくてはならないのである。まかりまちがえば、VDT労働による健康障害の大きな実験台と化してしまうおそれさえあると言わねばならない。かつて、頸肩腕障害が電々公社の電話交換手の飛びおり自殺が発端となり社会的に認知される職業病となつたものであることを忘れてはならないのである。

民営化で

## 「利潤追及オーハー」

電気通信事業が華々しくマスコミに持ち上げられ、便利になつたと口をそろえる雰囲氣の中に今、「労働者が健康に働く権利」がかき消されるような状態がある。まさに電々

民営化のねらいはそこにあると言つてよい。電々公社時代利潤追及よりは公共性、公共性よりは労働条件、と言つていたものが、民営化の後はまったくその逆で、労働条件よりはまつたく、公共性、公共性よりは利潤追及、と

赤字ならば「おまえらが効かんからいがんだ」と言い、黒字ならば

いうことになる。

「もっと動かねば競争に打ち勝てぬ」と言うことが臨調行革路線の姿であり、安全衛生問題に関するいえば民間の巧妙な労災かくしに学んで、労災を「発覚させない」職場づくりへと進んでいく。

次号では、職場のナマの声を取り上げ、その実態と今後の闘いの方向に少しでもせまつてみたい。

針灸治療  
制限問題

8/26

## 三二二通達をめぐり

としての施術期間をもう一年間延長し合計二年とするというものである。今回、施術期間の一年延長を政府

・労働省に認めさせたということは一定評価することはできるであろう。

八月二六日、安全センターと全港湾米運分会は今年四月に出された二二二通達に關し大阪労働基準局と交渉をもつた（局側は平沢労災管理課長他六名）。この二二二通達の内容については機関誌先月号でも述べており詳細な説明は不要と思うが、再度ここで簡単に記しておきたい。

この二二二通達は、もとをたどれば三年前に出されたあの三七五通達

に源を発する。というのは、労災保険による針きゅう治療が最高一年で打ち切られるという三七五通達が出されたとき（八一年七月一日より実施）、それと並行して特別援護措置（労働福祉事業）によるアフターケアでもう一年間の針きゅう施術が可能とされた、いわゆる四一〇通達が発令された。今回の二二二通達は、

しかしながら、それさえも全国の諸団体、諸労組による五年にわたる闘い、とりわけ八二年の三七五通達実施後もあきらめることなく、あくまでも本通達（三七五通達）の白紙撤回を求めた永きにわたる闘いがあつたのである。

この四一〇通達によるアフターケアがまだ闘いの最終目標である「三

七五通達破棄」には至つておらず、今後も更なる闘いの強化、拡大をはかつていかねばならない。

八月二六日の大阪労働基準局との交渉においては、前記したような二二二通達のもつ施術期間の再延長という被災労働者にとってのメリットは踏まえながらも、その根拠においてあの三七五通達と根本的に矛盾していることを指摘した。というのは、政府・労働省は今回の二二二通達による施術期間の再延長を認めた根拠として「・・・依然として恒常的な疼痛、しびれ、麻痺等の神経症状を残しているものが少くない実状にある。このような残存障害を有する者の職業復帰の促進、及び就労の定着化等を図るため、施術期間を一年間延長することとする」等を挙げている。この内容は、これまで一貫して労働省が主張してきた「針きゅう治療は一年を越えたら効果がない」というものと明らかに矛盾している。正しいものであつたかは今では労働一方（三七五通達）で「治療効果がない」とい

ない」といい、また一方（二二二通達）では「職業復帰の促進、及び就労の定着化等を図るため」に針きゅう治療を役立てるという。これはもう労働省自身が混乱してきている、といふか、三七五通達発令当時から主張しつづけている彼らの「針きゅう治療の効果」というものが、いかにデタラメであるかが暴露されてきている。理由の如何にかかわらず、とにかく労災被災者の補償を打ち切るというのが八二年に出された三七五通達の真の狙いであつたことは明らかである。

われわれは、この針きゅう治療制限攻撃に対し、当初より①主治医の意見を無視し、治療期間を機械的に制限し画一的な治療の打ち切りは被

うといふことは、至つては使用者責任をあいまいにし、労災補償の「サービス化」をねらつたものであることを忘れてはならない。

関西労働者安全センターとしてはこの問題について大衆的な運動を盛りあげていくことは言うに及ばず、それと並行して今後（十月にも）法廷闘争へともちこむ決意である。詳細は次号。

# 前線から

## グラインダー工

奈 良

## 労災認定のティーン

も一定の指針を出しているが、H氏の作業は、それを超えることが非常に多かつたものであり、また、昨年より同僚が退職し、その後の人員不補充も被災の一因となつた。

組合は、会社との交渉の中で、H氏の職場転換、通院時間の保証を認めさせてきているが、人員補充が十分なされないため、仕事をせざるを得ず、症状が悪化したこともある。

全金北条歯車支部の仕上げ工であるH氏の頸肩腕障害について、

振動障害を発症した被災者もいる。

グラインダー作業は、その作業時間について労働省

基署は労災認定し、保険給付の支給決定を行なつた。H氏は、一九六五年に北条歯車に入社し、グラインダーによる歯車仕上工程に従事してきたベテラン労働者である。これまでにも、ケイワーン症で労災認定された既応をもつ。同職場では

吹 田

大阪地域合労

## 争議支援の健診実施

年令が四十代後半であり、勤続年数が長いということもあり、健康状態の不安が多いことから健診に取り組むことができないか検討してきた。その結果、安全セ

大口債権者が競売に乗り出すという緊迫した事態の中で争議を続けていた総評

大口債権者が競売に乗り出すという緊迫した事態の中で争議を続けていた総評

大阪地域合同労組キムラヤチーン分会で、組合員対象の健康診断を行なつた。

大阪地域合同労組キムラヤチーン分会で、組合員対象の健康診断を行なつた。

力を得て健診団を結成し、  
争議労組支援の形を取つて  
去る九月一日の日曜日の実  
施に至つたものである。

当日は、健診と共に健診  
団が職場の実態を見学し、  
争議最中の労働者の健康実  
態の把握に努めた。受診者  
は計三二名であったが、関  
西青年医師連絡会(準)の参  
加医師団によって全体報告  
書を作成、同労組に報告さ  
れることになつてゐる。

八月二九、三〇日、港湾  
第一福祉センターにおいて  
全港湾大阪支部の第九回定  
期大会が開催された。

冒頭の河本委員長の開会  
のあいさつの中では、現在  
の臨調「行」革、労基法改悪  
など政府・資本による労働  
者攻撃に抗し、いかに労働  
組合運動の活性化をもつて  
それに対抗していくかが強  
調され、来年度大阪支部に  
おける運動、組織の拡大発  
展に向け、全組合員の自覚  
がうながされた。

一九八四年度活動報告、  
八五年度運動方針(案)が華

川書記長より報告、提案が  
なされ、なかでも安全衛生  
闘争における昨年の成果と  
して、関西地方で統一して  
闘われ、九月、十二月にそ  
れぞれ協定化がかちとられ  
た「労働安全衛生に関する  
予防協約」「労働災害企業  
補償協定」等に関する報告  
がなされたが、この闘いは  
大阪支部安全衛生委員会を  
はじめとする、全港湾全体  
の長年にわたる安全衛生闘  
争ならではの成果といえる  
であろう。

また、安全闘争における  
今年度方針の主なものとし

## 大阪

### 安全協約のかいがら じん肺法闘争へ

とになり、今後はより具体的に紛じん職場における粉じん防止、健康管理等、あるいは地本統一でじん肺協定の締結の闘いが展開されいくわけであるが、安全センターとしても積極的にこの闘いに参加していく、大阪支部との共同闘争体制をより深めていく決意である。

全港湾大阪支部の運動、組織の更なる発展・強化を期待したい。

東大阪

東大阪市役所労組で、ズトレッヂ体操教室が始まつた。これは同労組安全衛生推進委員会が安全衛生運動を検討する中で、どこの職場にも共通する課題として腰痛、運動不足等の問題があることから実施すること

た参加者が、各職場で休憩時間などに簡単な体操指導ができるようにし、安全衛

岐阜県にある辻中鉱業（本社東大阪市）所有のマンガン鉱山（廃止）で長年採掘作業に従事してマンガン中毒に被災した二名の労災認定が先日出されたが、この

支 隅

## 通院費支給制限の攻撃

腰痛、運動不足等の問題があることから実施することになったものである。

岐阜県にある辻中鉱業（本社東大阪市）所有のマンガン鉱山（廃止）で長年採掘作業に従事してマンガン中毒に被災した二名の労災認定が先日出されたが、この

二名の通院費問題について  
現在、所轄の高山、関の両  
労基署と交渉中である。

通院費支給制限の攻撃は  
昨年十一月に従来の通達徹  
底を図る「事務連絡三二号」

検討を約束させたところで  
ある。

生運動のより一般化をはかる  
ことを考へてゐる。

また、この七月に安全セ  
ンターが協力して行なつた  
中部環境事業所の健康調査  
アンケートが集計され、こ  
の教室の中で発表されるこ  
とになつてゐる。今後の同  
労組の安全衛生運動の進展  
が期待されるところである

が出来て以降、強まつて  
いる。その中で、今回の問  
題もあることを確認してお  
く必要があるだろう。被災  
者の権利と実態を無視した  
労働行政の反動化の一環で  
ある。

せんせんから

験はないとのこと。「ここ」である。なら近くて良いですよ」とセンターとしても、こう言うなら、まだ少しは話の余地があるが、支給制限のために理由作りをしたに過ぎないのは、見え見えなのがしている。

セントナーとしても、こうしたパターンによる攻撃を許さず、支給させるべく追及・交渉を行なつていいくことをしている。

その上、丁さんは社会保険も持つておらず、国保で治療継続するにも費用がかさみ充分な治療ができず、そのうち症状増悪によって就労も不可能となり、解雇同然の退職に追い込まれていつた（八四年六月）。

現在、労基署との交渉を重ねつつあるが、此花センターとしても可能ななかぎり早急に丁さん救済を実現したい。

# ダンブ 運転事故

## 労災請求へ活動開始

### 此花

#### 此花労働者センター

ダンブカー運転手である丁さんは、八三年十月二十五日、池田市にある建設現場

レントゲンはとらず、三日間の治療後ただちに職場復帰した。

しかし、その後も後頭部を踏みはずし転落、後頭部を強打し近くの病院で受診したところ「後頭部挫創兼

挫傷」と診断され、そのときは数ハリ縫合したのみで



退院したもののは休業、通院  
加療中である。

南大阪

# 建設労働者の転落事故 一人親方を口実にした 労災隠しが明るがに

A社の従業員であるYさんは昨年三月、B建設のマシンション建設現場で、二メートル以上の高さの脚立か

全センターリに相談に訪れたものである。

の上で自社の仕事をさせる  
という形態に変えた。Yさんもその一人である。A社は当初、Yさんに対して一年はうちで面倒をみたがったからで、一人親方であるYさんは一年たてば直ると思つたのでここから先是、「うちでは面倒みられない」と使用者責任を認めない姿勢をとつた。一方、B建設はY

さんの事故の死傷病報告を  
労基署へ提出していなかつ  
た。つまり、A社、B建設  
は「一人親方」を口実に、  
労災隠しを行なつていたの  
である。

結局、労基署は形どおり  
A社、B建設を注意し、休  
業補償はB建設の労災保険  
で支給させることになつた。

東南地域労災職業病交流会の三回目の会合が、八月二八日、平野区役所会議室で開かれた。市職、地域会労、全金などの地域の活動

家二十数名が参加した。

場復帰をかちとするまでが、  
わかりやすく報告された。

東面

害認定闘争に取り組んでいた市職民生局保母さんの報告がおこなわれた。

くケースが多い実情の中で完全職場復帰を克ち取つたことは特筆に値するものだらう。

また、「天使の園」のNさんは、民間保母のかかれている実情について話された。途中、職場でしてあるストレッチ体操の実地指導も行なわれた。

次に、市職民生局保母より、公務災害認定の取り組みについて述べられ、とくに今、基金大阪市支部審査会で棄却された五名の再審査が、中央で行なわれていることが報告された。

次回は、九月十九日(木)六時より同じ場所で、全金松本製作所支部の報告を中心に行なわれる予定である。

## 吹田

# 吹田仕事と健康を考える連続講座はじまる

## 吹田労災をなくす会

仕事をしないで気楽に生活できたら…、そうするとまず私たちは健康破壊などということに頭を悩ます必要はないでしょう。しかし私たちには仕事をせざるには生きていけません。そして仕事からくる様々な問題にぶちあたらなければならぬのです。

今、ある職場にはコンピューター機器が乱入し、ある職場では夜間労働が強化され、労働の密度が濃くなり、健康破壊がより見えにくい根本的な所で進もうとしています。

こうした現状の中で、どのようにすれば自分たちの健康を守ることができるのか、より働きやすい職場にしてゆくことができるのかを考えるために私たちは三回連続の講座を持つことにしました。

私達“吹田労災をなくす会”は、地域の働く仲間から“一人の労災者を出さない”を合言葉に、数年来活動しています。自らの職場の現状に照らし合わせ共に考えてみませんか。

九月二十四日午後六時三〇分／  
職場の精神衛生を考える

渡辺哲雄氏（光愛病院医師）

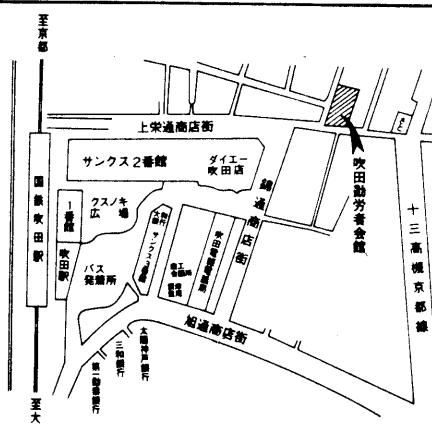
十月一日 午後六時三〇分／  
職場の健康管理を考える

働きやすい職場づくりとは

片木健一氏（京都南病院医師）

十月二十二日午後六時三〇分／  
働くものの生命を守る地域ぐるみの斗いへ

森村敏子氏  
(国労新幹線保線所分会)



健診－環境改善－治療で職業病撲滅へ

## 健診がはじまり 全港湾米穀運送労合の取り組み

「腰が痛い」という症状は多くの人が訴える症状ですが、米穀運送の場合にはちょっとした腰痛ではなく一九七一年に自主健診をした時には六六名中、実に九七%の人には極めて強い頑固な腰痛症が認められました。これは米穀運送のように、一日中六

時間、三〇Kgのような米袋をかつき上げたり、おろしたりの作業は、腰には想像以上の極めて大きな負担がかかるためです。例えば、人間の体の構造上、一〇〇Kgの荷物を持ち上げた時には、腰には七四〇Kgもの力が加わるようになつてているのです。

このように腰痛が多発する原因は根本的には米運での作業が肩に六〇Kgもの米袋をかつぐ作業であることによりますが、しかし更に詳細に作

業内容を検討すれば、様々な作業上の問題があります。例えば、パレットからトラックの上に米をはい付けする際の、腰をねじる作業の時や、米屋さんの前にトラックが横づけできずに遠くから運び込まねばならない時や、交通の邪魔になると後からせきたてられて無理をしてかつぐ時や、米屋の店舗、倉庫の中で一〇段にも二〇段にも積み上げなければならぬ時に、とりわけ腰痛が起ります。

今後二～三年かけてでも徹底的な調査活動により、より健康で働きやすい職場に、孫の代まで働ける職場にするために頑張っています。

これは、健康診断をそれだけで終わらせるのではなく、健診－予防・職場環境改善－治療－リハビリ就労をうまく結合させていったからにほかなりません。

米運分会では今後の課題として、

年度別有症状者(%)					
年度別	55	57	58	59	60
頭・肩・腕の障害	71.7	61.2	64.4	49.0	32.8
腰の障害	79.2	70.8	61.2	43.6	38.7
下肢の障害	14.5	18.5	14.7	5.6	5.8

# 労災職業病問題講座

いよいよ医療編の開始

●開講時間 午後6時～8時

●開講場所 大阪労働金庫本店会議室

(森ノ宮駅(国鉄、地下鉄)下車・市立労働会館南側)

## ■後期 <医療編> 期間9月25日～10月30日 (毎週水曜日)

9月25日	腰痛症	新井孝和(京大阪大労職研医師)
10月 2日	脳卒中・心臓病	足達七郎( )
10月 9日	頸肩腕障害	松浦良和(松浦診療所 代表)
10月16日	じん肺・中毒症	大成功一(京大阪大労職研医師)
10月23日	労働と精神神経障害	川合 仁(京大精神科医師)(予定)
10月30日	修了式 記念講演	

「夏期カンパへの御協力  
ありがとうございました」

皆様におかれましては諸取り組みにてお忙しいことと存ります。また、当安全センターに対する日頃からの御指導、御鞭撻に対し心から御礼申し上げます。

さて、七月初旬より皆様にお願いしてまいりました八五年度夏期一時金カンパもどうにか目標に達することができ、九月二〇日現在で二、一〇〇、四六四円になりました。遅きに失する感はありますが、皆様方の多くの御厚意に対し厚く御礼申し上げる次第であります。

現在、労基法、労災法改悪をはじめとする政府・資本による労働者への攻撃はすさまじいものがあり、このような情勢の中で、われわれ安全センターの役割、すなわち労働者の生命と健康を守る闘いの重要性は、ますます増しつつあると確信しております。今後もより多くの諸労組、諸団体との連帯をはかり運動の発展をめざしていくたいと思います。

皆様からの御厚意を無為にすることなく、更なる安全センター運動の発展の糧とするべく精神、努力してまいり所存であります。

最後、重ねて御礼申し上げます。

# 八月の新聞記事力

八・七

国鉄筑肥線で、大型トレーラーが立ち往生していいたところへ、満員の通勤電車が衝突。一両が脱線大破、トレー<sup>ラ</sup>ーも大破。七突生人が重傷、百五人が軽傷。（福岡）

八・一二

滋賀県警の山本前本部長が、離任の日、官舎で焼身自殺。在職中の「グリコ・森永」事件での責任をとったのでは、との見方も。（福岡）

八・八

競馬場で馬券の払いもどし業務をしていなかった業員が、紙幣の勘定でけんかになり、競馬催者者組合側定を訴えました。炎にいたる炎にいたる炎組合側定を下し、訴えを認めました。

神会当社に支払はれることは、裁判で認められました。

神戸地裁は、訴えを認めました。

神戸地裁は、訴えを認めました。

八・一〇

日本原動機、大気約束、中十海に、流分間所で、放熱交換器、東酸ガス、安全弁、が作動、大約、中二海發電、所、（茨城、東海村）、（放射性粉末）、（運搬トラック）と列車が

八・一六

五百二十四人をのせた日航ジャンボ機が、群馬県の山中に墜落。生存者四名という史跡最大の事故になつた。

海岸のガケが崩れ、約三〇メートル下の砂浜の家族らを直撃、土砂や岩の下敷きになつて、一人死亡、四人が重軽傷。（千葉）

昨年インドで大事故をおこしたユニオングループのアメリカの化学工場で、ガス漏れ事故が発生。百人以上が中毒に。

水俣病第二民事訴訟で、福岡高裁は一審批判決支持、次回の認定基準は厳格すぎるとの支払を命じた。

八・二三

大阪府道が直徑約一メートル、深さ約八〇センチにわたり突然陥没、通りかかつたトランチがはまりこむ（豊中）

八・二九

大阪大学工学部内の改修工事現場で、取り壊し中のコンクリートブロック壁が倒壊。作業員一人が下敷きになつて死亡。（吹田）

### ● 料金表

部数	料金（年額）
1部	2000円
2部	3000円
3部	4000円
4部	5000円
部数	料金（月額）
5部	500円
6部	600円

●以上1部増えるごと100円増

●郵便振替 大阪6-315742

●大阪労金口座 梅田支店 95721

（但し、労金口座御利用の場合は住所・氏名等必ず  
要事項をハガキ、電話等で必ずお知らせ下さい。）

「関西労災職業病」は毎月一回の発行で定価は一冊百円です。  
近隣地区及びまとめて取扱つていただけるときは直接手渡しで  
定価にてお渡ししている場合もありますが、原則としては郵送  
配布となっています。この場合の送料込みの料金は左記の表の  
通りです。尚、5部以上の場合は送料は当センター負担にてお  
送りします。

お申し込みは、電話・通信・直接振込等による納金（この場

合は住所・氏名・金員のうちわけを明示して下さい）いずれで  
も結構です。

### 機関誌定期購読の申し込みについて

早く・安く

ちらし・ステッカー・機関紙誌・パンフレット・雑誌・出版など、何でもお気軽にご相談下さい。係員が参上致します。

(株)千里印刷 06-351-1127

大阪市北区天満橋3-5-28